



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
12月1日  
第162号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 規 則
  - ※滋賀県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境保全課) ..... 1
- 告 示
  - 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨 (森林保全課) ..... 2
  - 保安林の皆伐面積の限度の公表 (森林保全課) ..... 2
  - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) ..... 3
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 3
  - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ..... 3
  - 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 7
  - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 9
  - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 12
- 公 告
  - 公共測量実施公告 (監理課) ..... 15
  - 落札者決定の公告 (文化芸術振興課) ..... 15
- 健康福祉事務所告示
  - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (甲賀) ..... 16
- 公安委員会規則
  - ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課) ..... 16
  - ※滋賀県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 (警察県民センター) .. 22

## 規 則

滋賀県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第104号

### 滋賀県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県自然環境保全条例施行規則 (昭和49年滋賀県規則第29号) の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号カ中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同号ツ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同号ツ中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第18号」に改める。

別表第3第1項第4号および第5号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同項第13号中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同項第14号中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同表第7項第6号中「港湾法」を「漁港漁場整備法」に改め、同表第8項第7号中「免許」を「許可」に改め、同表第9項第2号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

別表第5第6項第1号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第479号

令和2年農林水産省告示第1741号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市北野町字二俣225、225-1、248
- 2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第1741号のとおり

滋賀県告示第480号

令和2年農林水産省告示第1821号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市小室町字割谷707、719、字南方748、749、750、751-1
- 2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第1821号のとおり

滋賀県告示第481号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

同一単位とされる保安林	伐採面積の限度	備 考	
水源かん養保安林	湖 南	196.42	同一単位とされる保安林(湖南)草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。(湖東)近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。
	湖 東	376.12	
	湖東北部	460.18	
	湖 北	1,075.98	
	湖 西	291.52	
	計	2,400.22	
土砂流出防備保安林	湖 南	697.04	(湖東北部)彦根市、長浜市の一部(旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町)および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の一部をいう。(湖北)高島市の一部(旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町)および長浜市の一部(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町)の一部をいう。
	湖 東	331.68	
	湖東北部	292.06	
	湖 北	294.00	
	湖 西	322.54	
計	1,937.32		
保健保安林	湖 南	73.31	大津市および高島市の一部(旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町)の一部をいう。
	湖 東	27.10	
	湖東北部	150.38	
	湖 北	63.50	
	湖 西	55.10	

	計	369.39	
--	---	--------	--

滋賀県告示第482号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。  
令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
マザーズ守山	守山市守山4丁目13-7南喜ビル201	有限会社ハーヴェスト	福井県福井市新田塚一丁目70番1号A O I 興産ビル1階	放課後等デイサービス	令和2.12.1	2550700302

滋賀県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
多機能事業所ごまめ	湖南市水戸町28-22-102号室、103号室、104号室	I 合同会社	近江八幡市千僧供町617番地1	生活介護 就労継続支援B型	令和2.12.1	2512300274

滋賀県告示第484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上矢倉川支流 1202099	彦根市中山町	次の図のとおり	土石流
矢倉川支流 1202100	彦根市甲田町	次の図のとおり	土石流
矢倉川支流 1202101	彦根市松原町	次の図のとおり	土石流
支小野川支流 1202102	彦根市佐和山町・鳥居本町	次の図のとおり	土石流
荘厳寺川支流 1202104	彦根市善谷町・荘厳寺町	次の図のとおり	土石流
水谷川支流 1202105	彦根市笹尾町	次の図のとおり	土石流
水谷川支流 1202106	彦根市笹尾町	次の図のとおり	土石流
不知谷川支流 1202108	彦根市原町・正法寺町	次の図のとおり	土石流
不知谷川支流 1202109	彦根市正法寺町・原町	次の図のとおり	土石流
芹川支流 1202110	彦根市正法寺町	次の図のとおり	土石流
早川支流 1202111	彦根市野田山町	次の図のとおり	土石流
赤田川支流 1202112	彦根市野田山町	次の図のとおり	土石流
上矢倉川支流 2202098	彦根市中山町	次の図のとおり	土石流

矢倉川支流 3202103	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	土石流
稲里(1) I-5023	彦根市稲里町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥居本② I-5704	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日夏(3) I-5733	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(20) I-5840	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
莊厳寺(2) I-5832	彦根市莊厳寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
善谷(1) I-5833	彦根市善谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(8) I-5834	彦根市中山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(9) I-5835	彦根市中山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
甲田(4) I-5836	彦根市甲田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥居本(9) I-5837	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松原(1) I-5838	彦根市松原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(19) I-5839	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(21) I-5841	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(22) I-5842	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(24) I-5844	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐和山(1) I-5845	彦根市佐和山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(25) I-5848	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(26) I-5849	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
里根(3) I-5850	彦根市里根町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正法寺(3) I-5853	彦根市正法寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日夏(4) I-5854	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日夏(5) I-5855	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日夏(7) I-5857	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清崎(4) I-5858	彦根市清崎町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲里(6) I-5859	彦根市稲里町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
賀田山(1) I-5888	彦根市賀田山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹尾(4) I-5918	彦根市笹尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(27) I-5920	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古沢(23) II-5843	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐和山(2) III-5846	彦根市佐和山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐和山(3) III-5847	彦根市佐和山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東沼波(2) III-5852	彦根市東沼波町・大堀町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日夏(6) III-5856	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第485号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺川支流 1423020	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	土石流
銭取川支流 1423021	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	土石流
岩倉川支流 3423019	愛知郡愛荘町大字斧磨・松尾寺	次の図のとおり	土石流
松尾寺(6) I-5864	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

松尾寺(7) I-5865	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾寺(5) II-5863	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
正楽寺川支流 3442006	犬上郡甲良町大字正楽寺	次の図のとおり	土石流
池寺(5) I-5861	犬上郡甲良町大字池寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長寺(1) I-5862	犬上郡甲良町大字長寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
正楽寺(2) III-5860	犬上郡甲良町大字正楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木曾谷 1443002	犬上郡多賀町大字木曾	次の図のとおり	土石流
霜ヶ原谷川 1443034	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	土石流
薬師谷 1443042	犬上郡多賀町大字一ノ瀬	次の図のとおり	土石流
水谷川支流 1443164	犬上郡多賀町大字水谷	次の図のとおり	土石流
芹川支流 1443166	犬上郡多賀町大字栗栖	次の図のとおり	土石流
尾谷川支流 1443167	犬上郡多賀町大字八重練	次の図のとおり	土石流
南四手川支流 1443169	犬上郡多賀町大字四手	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 1443172	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	土石流
水壺川支流 1443173	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 1443174	犬上郡多賀町大字大君ヶ畑	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 1443175	犬上郡多賀町大字川相	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 1443176	犬上郡多賀町大字富之尾・藤瀬	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 1443177	犬上郡多賀町大字藤瀬	次の図のとおり	土石流
犬上川支流 1443178	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	土石流
小森池川支流 2443170	犬上郡多賀町大字富之尾	次の図のとおり	土石流
小森池川支流 2443171	犬上郡多賀町大字富之尾	次の図のとおり	土石流
車戸川支流 3443168	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	土石流
栗栖(2) I-5513	犬上郡多賀町大字栗栖	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小原② I-5789	犬上郡多賀町大字小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萱原⑤ I-5799	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八重練(1) I-5919	犬上郡多賀町大字八重練	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

尼子 Ⅱ-5797	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尼子(10) Ⅱ-5798	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下水谷(7) Ⅰ-5867	犬上郡多賀町大字水谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多賀(15) Ⅰ-5876	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多賀(18) Ⅰ-5879	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
敏満寺(12) Ⅰ-5882	犬上郡多賀町大字敏満寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
敏満寺(13) Ⅰ-5883	犬上郡多賀町大字敏満寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多賀(21) Ⅰ-5884	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多賀(22) Ⅰ-5885	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四手(4) Ⅰ-5886	犬上郡多賀町大字四手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
霜ヶ原(8) Ⅰ-5891	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川相(5) Ⅰ-5900	犬上郡多賀町大字川相	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富之尾(2) Ⅰ-5904	犬上郡多賀町大字富之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富之尾(3) Ⅰ-5905	犬上郡多賀町大字富之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富之尾(4) Ⅰ-5906	犬上郡多賀町大字富之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仏ヶ後(2) Ⅰ-5907	犬上郡多賀町大字仏ヶ後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仏ヶ後(3) Ⅰ-5909	犬上郡多賀町大字仏ヶ後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樋田(4) Ⅰ-5910	犬上郡多賀町大字樋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萱原(9) Ⅰ-5913	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萱原(10) Ⅰ-5914	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萱原(11) Ⅰ-5915	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萱原(12) Ⅰ-5916	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萱原(13) Ⅰ-5917	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下水谷(6) Ⅱ-5866	犬上郡多賀町大字水谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河内下村(2) Ⅱ-5868	犬上郡多賀町大字河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河内下村(3) Ⅱ-5869	犬上郡多賀町大字河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桃原(3) Ⅱ-5870	犬上郡多賀町大字桃原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桃原(4) Ⅱ-5871	犬上郡多賀町大字桃原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗栖(7) Ⅱ-5872	犬上郡多賀町大字栗栖	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八重練(3) Ⅱ-5873	犬上郡多賀町大字八重練	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八重練(4) Ⅱ-5874	犬上郡多賀町大字八重練	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多賀(16) Ⅱ-5877	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多賀(17) Ⅱ-5878	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多賀(20) Ⅱ-5881	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐目(10) Ⅱ-5887	犬上郡多賀町大字佐目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南後谷(14) Ⅱ-5888	犬上郡多賀町大字南後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大君ヶ畑(12) Ⅱ-5889	犬上郡多賀町大字大君ヶ畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
霜ヶ原(9) Ⅱ-5892	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
霜ヶ原(11) Ⅱ-5894	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
霜ヶ原(12) Ⅱ-5895	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大杉(8) Ⅱ-5896	犬上郡多賀町大字大杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小原(4) Ⅱ-5898	犬上郡多賀町大字小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小原(5) Ⅱ-5899	犬上郡多賀町大字小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川相(6) Ⅱ-5901	犬上郡多賀町大字川相	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤瀬(4) Ⅱ-5902	犬上郡多賀町大字藤瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富之尾(1) Ⅱ-5903	犬上郡多賀町大字富之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樋田(3) Ⅱ-5908	犬上郡多賀町大字樋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樋田(5) Ⅱ-5911	犬上郡多賀町大字樋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

萱原(8) II-5912	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四手(3) III-5875	犬上郡多賀町大字四手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多賀(19) III-5880	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大君ヶ畑(13) III-5890	犬上郡多賀町大字大君ヶ畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
霜ヶ原(10) III-5893	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小原(3) III-5897	犬上郡多賀町大字小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大君ヶ畑 5001	犬上郡多賀町大字大君ヶ畑	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第488号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成17年滋賀県告示第323号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
鳥居本② I-5704	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第489号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成17年滋賀県告示第649号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
薬師谷 1443042	犬上郡多賀町大字一ノ瀬	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第490号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成17年滋賀県告示第669号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
萱原⑤ I-5799	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第491号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成17年滋賀県告示第672号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
小原② I-5789	犬上郡多賀町大字小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第492号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成18年滋賀県告示第454号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
霜ヶ原谷川 1443034	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第493号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年滋賀県告示第126号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
稲里(1) I-5023	彦根市稲里町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第494号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年滋賀県告示第201号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
木曾谷 1443002	犬上郡多賀町大字木曾	次の図のとおり	土石流
栗栖(2) I-5513	犬上郡多賀町大字栗栖	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八重練(1) II-5745	犬上郡多賀町大字八重練	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第495号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成20年滋賀県告示第62号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日



滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
日夏(3) I-5733	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第496号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成21年滋賀県告示第137号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
尼子 II-5797	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尼子(10) II-5798	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第497号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成22年滋賀県告示第101号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
古沢(2) I-5716	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第498号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
上矢倉川支流 1202099	彦根市中山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
矢倉川支流 1202100	彦根市甲田町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
水谷川支流 1202105	彦根市笹尾町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
水谷川支流 1202106	彦根市笹尾町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
不知谷川支流 1202108	彦根市原町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
早川支流 1202111	彦根市野田山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

赤田川支流 1202112	彦根市野田山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
矢倉川支流 3202103	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
稲里(1) I-5023	彦根市稲里町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥居本② I-5704	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日夏(3) I-5733	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古沢(20) I-5840	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
莊巖寺(2) I-5832	彦根市莊巖寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
善谷(1) I-5833	彦根市善谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山(8) I-5834	彦根市中山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山(9) I-5835	彦根市中山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甲田(4) I-5836	彦根市甲田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥居本(9) I-5837	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松原(1) I-5838	彦根市松原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古沢(21) I-5841	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古沢(22) I-5842	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐和山(1) I-5845	彦根市佐和山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古沢(25) I-5848	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古沢(26) I-5849	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里根(3) I-5850	彦根市里根町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
正法寺(3) I-5853	彦根市正法寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日夏(4) I-5854	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日夏(5) I-5855	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
賀田山(1) I-5888	彦根市賀田山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
笹尾(4) I-5918	彦根市笹尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古沢(27) I-5920	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古沢(23) II-5843	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐和山(2) III-5846	彦根市佐和山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐和山(3) III-5847	彦根市佐和山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東沼波(2) III-5852	彦根市東沼波町・大堀町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日夏(6) III-5856	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第499号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
銭取川支流 1423021	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
岩倉川支流 3423019	愛知郡愛荘町大字斧磨・松尾寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
松尾寺(6) I-5864	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松尾寺(7) I-5865	愛知郡愛荘町大字松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	寺			
松尾寺(5) II-5863	愛知郡愛荘町大字松尾寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および愛荘町役場に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第500号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
正楽寺川支流 3442006	犬上郡甲良町大字正楽寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
池寺(5) I-5861	犬上郡甲良町大字池寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長寺(1) I-5862	犬上郡甲良町大字長寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
正楽寺(2) III-5860	犬上郡甲良町大字正楽寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および甲良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第501号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
水谷川支流 1443164	犬上郡多賀町大字水谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
芹川支流 1443166	犬上郡多賀町大字栗栖	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
尾谷川支流 1443167	犬上郡多賀町大字八重練	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
犬上川支流 1443172	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
犬上川支流 1443174	犬上郡多賀町大字大君ヶ畑	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
犬上川支流 1443177	犬上郡多賀町大字藤瀬	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
小森池川支流 2443170	犬上郡多賀町大字富之尾	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
車戸川支流 3443168	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
栗栖(2) I-5513	犬上郡多賀町大字栗栖	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原② I-5789	犬上郡多賀町大字小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
萱原⑤ I-5799	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八重練(1) I-5919	犬上郡多賀町大字八重練	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下水谷(7) I-5867	犬上郡多賀町大字水谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

多賀(15) I-5876	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多賀(18) I-5879	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
敏満寺(12) I-5882	犬上郡多賀町大字敏満寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
敏満寺(13) I-5883	犬上郡多賀町大字敏満寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多賀(21) I-5884	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四手(4) I-5886	犬上郡多賀町大字四手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川相(5) I-5900	犬上郡多賀町大字川相	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
仏ヶ後(3) I-5909	犬上郡多賀町大字仏ヶ後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
萱原(13) I-5917	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下水谷(6) II-5866	犬上郡多賀町大字水谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内下村(2) II-5868	犬上郡多賀町大字河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内下村(3) II-5869	犬上郡多賀町大字河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桃原(4) II-5871	犬上郡多賀町大字桃原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗栖(7) II-5872	犬上郡多賀町大字栗栖	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多賀(16) II-5877	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多賀(17) II-5878	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多賀(20) II-5881	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南後谷(14) II-5888	犬上郡多賀町大字南後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
霜ヶ原(11) II-5894	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
霜ヶ原(12) II-5895	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大杉(8) II-5896	犬上郡多賀町大字大杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原(5) II-5899	犬上郡多賀町大字小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤瀬(4) II-5902	犬上郡多賀町大字藤瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富之尾(1) II-5903	犬上郡多賀町大字富之尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
樋田(5) II-5911	犬上郡多賀町大字樋田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
萱原(8) II-5912	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四手(3) III-5875	犬上郡多賀町大字四手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多賀(19) III-5880	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
霜ヶ原(10) III-5893	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第502号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成17年滋賀県告示第381号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
鳥居本② I-5704	彦根市鳥居本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第503号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成17年滋賀県告示第685号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
薬師谷 1443042	犬上郡多賀町大字一ノ瀬	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第504号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成17年滋賀県告示第696号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
萱原⑤ I-5799	犬上郡多賀町大字萱原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第505号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成17年滋賀県告示第699号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
小原② I-5789	犬上郡多賀町大字小原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第506号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第759号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
霜ヶ原谷川 1443034	犬上郡多賀町大字霜ヶ原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第507号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第131号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
稲里(1) I-5023	彦根市稲里町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第508号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第214号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
栗栖(2) I-5513	犬上郡多賀町大字栗栖	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八重練(1) II-5745	犬上郡多賀町大字八重練	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第509号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成20年滋賀県告示第66号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
日夏(3) I-5733	彦根市日夏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成21年滋賀県告示第142号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
尼子 II-5797	犬上郡多賀町大字多賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

尼子(10) II-5798 | 犬上郡多賀町大字多賀 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第511号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成22年滋賀県告示第105号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
古沢(2) I-5716	彦根市古沢町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県湖東土木事務所および彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、守山市長 宮本 和宏から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 守山市全域
- 3 作業の期間 令和2年11月15日から令和3年2月26日まで

**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量)
- 2 作業の地域 彦根市安食中町
- 3 作業の期間 令和2年11月16日から令和3年2月19日まで

**落札者決定の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和2年12月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県立近代美術館LEDスポットライト 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3346
- 3 落札者を決定した日 令和2年10月16日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 ライトアンドリヒト株式会社 代表取締役 増澤大助 東京都港区芝二丁目5番10号
- 5 落札金額 31,174,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年9月4日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。  
 令和2年12月1日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 大友 一枝

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ショートステイサービスセンターリトルブック	甲賀市土山町北土山2061番地1	社会福祉法人あいの土山福社会 理事長 服部治男	甲賀市土山町北土山2057番地	短期入所生活介護	令和2.12.1	2571401203

公安委員会規則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年12月1日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

滋賀県公安委員会規則第9号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の3の3」を「第6条の3の5」に改める。

第7条第1項第2号中「、駐車禁止および時間制限駐車区間の規制」を「および駐車禁止の交通規制」に改め、同項第4号中「および時間制限駐車区間」および「または時間制限駐車区間」を削り、同号ケ中「、パーキング・チケット発給設備」を削り、同条第4項中「もしくは時間制限駐車区間の規制」を削る。

第12条第1号の表二輪または三輪の自転車の項第1号中「幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同項第2号中「に幼児」を「に小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

別記様式第2号の表面を次のように改める。



様式第2号(第7条関係)

番号 \_\_\_\_\_

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車

車両登録番号 \_\_\_\_\_ 主たる運転者の  
氏 名 \_\_\_\_\_

駐車目的 \_\_\_\_\_ 主たる駐車区域 \_\_\_\_\_

有効期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

滋賀県公安委員会 印

- 備考1 「駐車禁止除外指定車」の文字は赤色、その他は青色とする。  
2 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第2号の裏面中「または時間制限駐車区間」を削る。  
別記様式第2号の2の表面を次のように改める。

様式第2号の2(第7条関係)

番号 \_\_\_\_\_

発行日 年 月 日

# 駐車禁止除外指定車

(歩行困難者使用中)

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

有効期限 年 月 日まで

滋賀県公安委員会 印

備考1 用紙の地の色彩は地紋入りの灰色とし、文字の色は黒色とする。

2 「歩行困難者使用中」の表示部分については、被交付者が特に希望する場合は、「〇〇(身体障害の部位または内容)障害者使用中」または「身体障害者使用中」とすることができる。

3 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第2号の3の表面を次のように改める。

様式第2号の3(第7条関係)

番号 \_\_\_\_\_

発行日 年 月 日

# 駐車禁止除外指定車

(紫外線要保護者使用中)

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

有効期限 年 月 日まで

昼間(日出から日没まで)に限る。

滋賀県公安委員会 印

備考1 用紙の地の色彩は地紋入りの灰色とし、文字の色は黒色とする。

2 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第4号中「**駐車禁止** 規制除外指定車標章交付申請書」を「**駐車禁止除外指定車標章交付申請書**」に改める。

別記様式第4号の2中「**通行禁止** 除外指定車標章交付申請書」を「**通行禁止・駐車禁止除外指定車標章再交付申請書**」に、「**駐車禁止** 規制除外指定車標章」を「**駐車禁止除外指定車標章**」に改める。

#### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第2号から別記様式第2号の3まで、別記様式第4号および別記様式第4号の2の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の滋賀県道路交通法施行細則第7条の規定に基づき交付された標章で、その有効期限とされた日がこの規則の施行の日以後にあるものについては、それぞれ改正後の滋賀県道路交通法施行細則第7条の相当規定に基づき交付された標章とみなす。

-----  
滋賀県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

#### 滋賀県公安委員会規則第10号

##### 滋賀県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成17年滋賀県公安委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (i) 本人が請求する場合 個人番号カードまたは運転免許証、運転経歴証明書(交付された日が、平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳もしくは官公署から発行もしくは発給を受けた書類もしくはこれに類する書類であって、氏名および出生の年月日もしくは住所(以下この号において「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして公安委員会が適当と認めるもの。ただし、これらの書類をやむを得ない理由により提出し、または提示することができない場合にあっては、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署およびこれに準ずる団体等から発行もしくは発給を受けた書類もしくはこれに類する書類であって公安委員会が適当と認めるもの(個人識別事項の記載があるものに限る。)のうちからいずれか2つとする。

第5条第1項第2号および第3号中「認める書類」の右に「(開示請求、訂正請求または利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第14条第1項の規定により開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を公安委員会に届け出なければならない。本人に代わって本人の委任による代理人が保有特定個人情報の開示請求をした場合も同様とする。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。